

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月9日(水)午前10時00分から午前10時45分

2 開催場所 倉敷市役所 7階 701会議室

3 出席委員 24人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員

22番 難波 朋裕 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員

なし

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第 6 号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 7 号 船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 8 号 真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次 長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから8月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年8月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は24名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p>
	<p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、議席番号(9)番 菱川 修二(ひしかわ しゅうじ)委員と、議席</p>
	<p>番号(10)番 中野 恒夫(なかの つねお)委員に申し上げます。</p>
	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部(くさかべ)主任と、</p>
	<p>小山(こやま)主任を指名いたします。</p>
	<p>以上で議事日程第1を終わります。</p>
	<p>続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。</p>
	<p>議事日程第2</p>
	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p>
	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて18件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が14件、使用貸借権設定が4件となっております。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から18番について調査票をもとに説明】

まず1番について、前回保留の案件でしたが、玉島地区協議会で審議の結果、譲受人関連農地の耕作状況についてなお確認の必要があるため、来月まで継続保留とのことでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきました結果、18件中1番を除く17件につきまして、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1頁1番から3頁18番までの18件のうち、1番は保留、2番から18番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1番保留、2番から18番までの17件について、許可と決定いたします。

次に、4頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
早乗
副主任

【 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の説明 】

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございますが、4 頁に 1 件の案件があります。

この申請については、前月の総会で、不許可が相当と判断されるものの、土地所有者である申請人から事情確認を行う必要があるため保留となっております。

このことについて、平成 29 年 8 月 2 日に開催されました、倉敷東地区協議会において申請人から事情を伺いました。

事情を確認させて頂いた内容について別紙一覧にまとめておりますので、ご確認をお願いします。

1 申請人が、申請地を農地法第 3 条の許可を得て取得した経緯を教えてください。

回答：贈与で受けた。退職後に果樹，畑にしたいので取得した。

1 - 1 そういう事ではなくて、3 条許可申請の時の経緯を教えてください。

回答：妹尾さんが 10 年ほど前に金銭が必要だったため、工面してあげた。時間が経過して農地の贈与を受けた。

2 周辺農地への影響について、申請地を地上げすることにより、周辺農地への影響についてですが、現地を見て確認されていますか。

回答：あります。雑草が生えてきているので、造成して畑にしようと思う。1 m も地上げをするつもりはないので周辺への影響はないと思います。

3 周辺農地への影響について、想定される事はありましたか。

回答：影響が出るほど造成するつもりはありません。

3 - 1 地上げをすることで、他の田への進入が困難になることがあると周辺の人

から聞いていますが、そのことについてどう考えますか。

回答：想定したことはなし、そこまで造成しないので大丈夫だと思う。

4 申請人の耕作状況についてお尋ねします。申請書の農地転用を行う事由の詳細についてですが、現在耕作を行っているとのことですが、年間の作業従事日数はどれくらいですか。また、年間の作業時間はどれくらいですか。

回答：今まではしていない。退職をしてからこれからする予定です。

4 - 1 農地に雑草が生えていますが、草刈をしたことはありますか。

回答：したことはないです。

4 - 2 退職をしたのはいつですか。

回答：平成29年の6月です。

4 - 3 退職を6月にしているのなら、その間に管理ができるのではないですか。なぜ管理をしないのですか。

回答：今までは会社勤めをしていたのでできなかったのですが、これから畑にしてやろうと考えています。

5 平成28年度の農業収入はおおよそいくらぐらいでしたか。

回答：手元に1円も入っていない。収入は全て妹尾さんに入っている。

5 - 1 妹尾さんに了解は得ているのですか。

回答：妹尾さんに米は重労働だからできないので畑にしたいという事で了解は得ている。

5 - 2 了解は誰がしているのですか。

回答：奥さんに了解をもらっている。ご主人は、話が出来る状態ではないので。

6 申請人の農機具所有状況、利用状況を教えてください。

回答：今のところはありません。妹尾さんに借りるしかない。

6 - 1 農地法第3条の許可申請をした時には、泉さんから農地と農機具を借りるようになっていたが、今はどうなっていますか。

回答：実際には、農地も農機具も借りていない。

6 - 2 農地法第3条の許可申請と違う事になるが、間違いはないですか。

回答：3条の許可申請が誤りでした。

7 申請書によりますと、労力不足とありますが、農地法第3条の許可を受けた時には、ご自身で耕作を行うようになっていましたが、労力不足はなぜ発生したのですか。

回答：労力不足ではなく、技量不足です。水稻はできないので畑でやろうと思っていた。

7 - 1 農地法第3条の許可では、一人でやるとのことで申請が出ていますがその点はどう考えていますか。

回答：3条の申請が間違えていました。

8 申請地を畑にした場合、労働量が減ると考えたのはなぜですか。具体的に調査をしたのですか。

回答：調査したことはない。人に聞いてやろうと思った。

8 - 1 土地利用が具体的に決まっていなように思えますが。

回答：簡単に出来る物を考えているので決まっていない。手間をかけなくても良いかなと思った。

9 農地改良後の作付け計画書ですが、実収量の記入がありませんでしたが、どれくらいを見込んでいますか。

回答：わかりません。造成も少しずつを考えていた。

9 - 1 それでは農業経営にならないのではないですか。

回答：原価がとれば良いと考えています。採算が取れるとは思っていません。

9 - 2 農業を甘く見ているのではないですか。計画が甘いと思います。

回答：

10 申請書に記入された農作物を選定した理由はなんですか。

回答：人に聞いてこれくらいはできるだろうと思ったからです。

11 現在、申請地は雑草が生えて耕作放棄地ようになってきていますが、なぜ適正な農地管理を行わないのですか。

回答：退職が6月だったので今までに草刈をしたことがない。

11 - 1 いや、なぜ管理を行わないかを聞いています。

回答：7月以降はやるつもりです。

11 - 2 6月から1ヶ月以上たちますが、なぜ放置しているのですか。

回答：だから、これから造成して雑草を埋めて管理をしていこうと考えています。

12 今回の申請について、会場にいる農業委員と農地利用最適化推進委員にお伝えしたいことはありますか。

回答：近所にも子供がいるので転落しても危なくないように地上げをして雑草の管理もして安全性を高めていこうと思いますのでよろしくお願いします。

追加1 地上げをする場所は何センチぐらい上げるのですか。

回答：30cmぐらいと、スロープを幅5～6mぐらいを考えている。

追加2 申請をしてから今まで何かしたことはありますか。

回答：今まではしていないが、今後はするつもりです。

追加3 普通なら申請書を提出したら、それなりに管理をして、誠意を出すことを皆さんされているが、何もされていない。そこはどのように考えていますか。

回答：わかりました。お盆までには草刈をするようにします。

追加4 泉さんの農機具は一切借りていないのですか。

回答：借りていません。

追加5 妹尾さんの農機具を借りるという事ですが、何の農機具を持っていますか。

回答：わかりません。形はわかるが名前も知らないです。

追加6 人と相談したらということですが、誰と相談したのですか。その話を信じているのですか。いったい誰なんですか。

回答：その人というには教えられない。

追加7 わたしも果樹をやっているが、田より畑の方が本当に大変です。

回答：はい

追加8 作付け計画書と土地利用計画書を見ると、季節がまったく違う冬野菜・夏野菜が混じってバラバラです。果樹もいろいろ植える予定になっているが、大変なことになる。計画が甘い気がします。

回答：人に聞いてこれくらいならできると思いました。

追加9 耕作放棄地にならないよう、人に迷惑がかからないようにだけはしてください。

回答：・・・・・・・・・・

追加10 草刈機は持っていますか。管理はどうやってやりますか。草刈機だけで除草管理をするつもりですか。

回答：草刈機は2台持っているので刈ります。他にも一緒にやってくれる仲間がいるので一緒にやろうと思います。

追加11 先ほど、農地法第3条の許可申請の質問の中で、泉さんの農地と農機具は実際に借りていない。農地法第3条の申請は誤りでした。とのことですが、そのことについて間違いはありませんか？

回答：はい

追加12 耕作は全くされていないということで間違いはないですか。

回答：1度草刈をしました。

追加13 その草刈をした農地の場所はわかりますか。

回答：新田の奥の方です。

追加14 今回の申請地を取得される時のことですが、農地法第3条の申請書では水稻を作付するとのことでしたが、当初から畑にする予定だったのでしょうか。

回答：水稻を作付するつもりでした。

追加15 今後、農業経営や作付けについて、ここにおられる農業委員や農地利用最適化推進委員の方に相談される意志はありますか。

回答：はい、相談させてもらいます。

事情を伺った内容は以上でございます。

今回聴取した内容について倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号に該当するため、不許可意見とのことでした。

処分理由について説明します。

農地法第4条第6項第3号

(1)申請者は、水田から畑への変更理由について、「労働力不足及び、技術不足」と主張している。しかし、平成26年10月8日付けで、申請地を新規就農とうい

事で農地法第3条の許可を得た後に「労働力不足及び、技術不足」を補うために、技術的指導等を受けることを怠っている。また、申請地については、申請地の元所有者と平成27年7月1日付けで使用貸借権を設定しそれ以降も耕作を行っていない。

(2)作付け予定の農作物は、具体的な営農計画がなく、適正な農地管理ができることが確認できない。

(3)畑地転換後の農地管理について、一般的に農作業は、水田より畑地の方が作業量的に多くなるにもかかわらず、そのことについても全く検討がなされていない。

(4)申請地は使用貸借権の設定を行っており、耕作人は前土地所有者であるため、申請者は、田を畑に変更する前に、耕作者からの同意を得るまたは、使用貸借権の解約を行う必要がある。

以上により農地法第4条第6項第3号「当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合」に該当するものと判断する。

農地法第4条第6項第4号

申請地は、農振農用地区域内農地で周辺には水田が広がっている。申請地を畑へ変更することにより、水田の一体的な利用ができなくなる恐れがあるが、そのことについて、申請者は周辺農地の耕作者と調和を図らず、また、現地にて被害防除について確認を行っていないことから、農地法第4条第6項第4号「その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」に該当するものと判断する。

農地法第4条第6項第5号

申請地は、畑へ変更するための一時転用であるが、一時転用期間満了後、畑での営農計画等に支障があると判断するため、農地法第4条第6項第5号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき。」に該当すると判断する。

以上が不許可処分相当の理由でございます。

倉敷東地区協議会では、今回の農地法第4条の許可申請を不許可処分するにあたり、処分理由について備中県民局から技術的助言を受ける必要があるため保留とのことでした。

次に、質問6-1、6-2において申請者が過去の「農地法第3条が誤りでした」とありました。このことについて東地区協議会でしかるべき措置を検討するとのことでした。

このことについて岡山県に確認を行ったところ、許可の取り消しは不利益処分となるため、許可の取り消しを行った場合、行わなかった場合の事を相互に検討を行い判断する必要があるとのことでした。

そのため、倉敷東地区協議会で引き続き検討を行っていく予定でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1件については、申請者本人から事情聴取をするため保留となっていた案件です。

東地区協議会において申請人、本人から事情聴取を行いました。許可判断できる合理的な回答は得られなかったことから、不許可が相当と考えます。このことについて岡山県備中県民局へ技術的助言を求める必要があるため保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第2号の1件は保留といたします。

次に、5頁をお開きください。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

5頁から6頁にかけて10件の案件があります。

事務局の説明を求めます。

事務局
前田主幹

【 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明 】

前田です。説明は座ってさせていただきます。

まず、説明の前にお手元に配布しております議案訂正表をご覧ください。

議案書 5 頁の 5 番ですが、農地区分に誤りがありましたので、訂正をいたします。

それでは、内容について説明をいたします。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございますが、5 頁から 6 頁にかけて 10 件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第 5 条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【 議案第 3 号、調査票をもとに朗読・説明 】

1 番についてですが、申請譲渡人が近隣の市街化区域に農地を所有しており、その農地については、道路に面する間口、面積も十分あり農地法施行規則第 57 条に基づく許可基準を考えると、現在の申請理由では、申請地を転用するまでの理由には当たらないと考えられ、申請地について転用許可をするためには、申請地において事業を営む必要性や、譲渡人所有の市街化区域の農地について十分な検討を行い、その結果市街化区域の農地では目的が達成できないことの理由を明らかにする必要があるため、前回保留となったものです。

代理人を通して再度事業計画、市街化区域内の農地の検討内容の提出を求めました。それによりますと、診療所開設にあたり申請地を含め 4 か所を検討し、そのうち譲渡人所有の市街化区域の農地については、面積は十分であるが東西に長い形状で奥行が十分でなく（間口は約 5.5 m で県道に斜めに接しており、奥行約 1.6 m、幅約 1.20 m）建物・駐車場の配置が困難である。間口は図面上確保されているように見えるが前面道路は県道水島港唐船線（水玉ブリッジライン）であるため全面にガードレール・縁石が設置されている。これらは安全上の観点から必要最低限の撤去（約 8.5 m）しか認められず安全上十分な進入路を確保するのが困難である。診療所を開設するにあたり患者の利便性、安全性を検討した結果、申請地に劣るため除外したものです。

それに対し、申請地については面積・形状・道路の接面状況に優れ、かつ信号機付交差点に接した角地であることから東西南北どこからでもアクセスでき安全で

あり診療所開設に最適であるとのことでした。

倉敷南地区協議会で審議した結果、譲渡人所有の市街化区域の農地では目的が達成できないと認められ申請どおり許可意見とのことでした。

2番から5番についてですが、特に問題はございませんでした。

6番についてですが、申請人は、倉敷市連島町連島の難波敬治ですが、申請の理由書の用途によると、露天駐車場を利用するのは金属加工会社、株式会社サン・メタルの従業員駐車場となっています。

現在の申請内容では、転用目的は露天駐車場ではなく、正しくは貸露天駐車場となり、難波氏個人の事業地となります。

また、申請書の事業内容による必要性からすると、転用申請者は株式会社サン・メタルでなければならなりません。

以上により、本件は農地法第5条第2項第3号「申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」及び農地法施行規則第57条第4号「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと」に該当するため、再度、申請者と協議を行う必要があるため保留とのことでした。

7番から10番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました10件について、6番を除き許可意見のことでした。

許可意見とされた9件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適切と考えます。

また、許可意見されました9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明がありましたが、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請については、6番は保留、残り9件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>【 異議なしの声 】</p> <p>ご異議なしと認め、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが6番は保留、残り9件は許可とします。</p> <p>続きまして、7頁をお開きください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、</p> <p>井上委員さん、野口委員さん、田邊委員さん、岩田委員さん、小野委員さん</p> <p>に関する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(井上委員、野口委員、田邊委員、岩田委員、小野委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から9頁にかけて22件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が7件、使用貸借が15件です。</p> <p>また、利用期間の更新は6件で、更新切れを含む新規は16件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが1件、農地所有適格法人によるものが3件で、その他は個人です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて47,083.1㎡です。</p>

<p>議 長</p>	<p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、22件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から9頁22番までの、計22件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。事務局、5名の委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退席されていた5名の委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p>
<p>事務局 早 乗 副主任</p>	<p>続きまして、10頁をお開きください。</p> <p>議案第5号 「農地転用事業計画変更申請承認について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第5号 「農地転用事業計画変更申請承認について」の説明】</p>

	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更申請承認について」でございますが、10頁に1件の申請がございました。</p> <p>当初許可では、農家住宅の建築面積が97.75㎡となっておりましたが、変更後は94.25㎡になっております。その他の変更はありません。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号については、承認とのことですが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	
議 長	<p>【異議なしの声】</p> <p>ご異議ないものと認め、議案第5号は、承認と致します。</p> <p>次に、11頁をお開きください。</p> <p>議案第6号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」ですが、合わせて、25頁、32に頁にあります、議案第7号、及び議案第8号「船穂・真備の農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を一括して議題とします。</p>
事務局 早 乗 副主任	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第6号、議案第7号、議案第8号について】の説明</p> <p>早乗です。議案第6号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について説明をさせていただきます。</p> <p>平成29年7月21日付(農第745号)で倉敷市長から倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p>

	<p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、24頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>続きまして、議案第7号 船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について説明をさせていただきます。</p> <p>平成29年7月21日付(農第746号)で倉敷市長から船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、31頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>続きまして、議案第8号 真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について説明をさせていただきます。</p> <p>平成29年7月21日付(農第747号)で倉敷市長から真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、40頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第6号及び議案第7号、並びに議案第8号については、回答案のとおり回答、とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号及び議案第7号、並びに議案第8号については、回答案のとおり回答することとします。</p>
前田主幹	<p>続きまして、41頁をお開きください。</p> <p>議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第9号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】</p>

前田です。

まずは、議案訂正表をご覧ください。

議案書41頁の1番につきまして、土地の面積が、1,912.00㎡とされているところを、1,912.00の内1,880.41㎡に訂正をします。

それでは、議案の内容 について説明をします。

議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

41頁をご覧ください。倉敷西地区で1件、倉敷南地区で2件の合計3件の申請がありました。

まず、1番の倉敷西地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は連島町亀島新田で、連島西浦小学校の東約500mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は自宅から約6km離れた農地です。

通作距離も問題なく、被相続人は生前特定貸付けを行っていました。

また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、平成27年4月1日から平成37年3月31日まで農業経営基盤強化促進法による使用貸借を行っております。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で引き続き特定貸付けを行うため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

次に、2番の倉敷南地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は神田3丁目で、連島神亀小学校の南東約120mに位置しており、被相続人の自宅の所在は連島町亀島新田で、連島西浦小学校の東約500mに位置しており、相続人と被相続人は別居しておりました。申請農地は自宅から約3km離れた農地です。

通作距離も問題なく、被相続人は生前特定貸付けを行っていました。

また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、平成27年5月1日から平成37年4月30日まで農業経営基盤強化促進法による使用貸借を行っております。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で引き続き特定貸付けを行うため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認

	<p>が相当と判断しました。</p> <p>次に、3番の倉敷南地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は福田町古新田で、第二福田幼稚園の南西約100mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅に隣接する田です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について倉敷西地区協議会及び倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局から説明がありましたが、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>各委員 (異議なしの声)</p> <p>議長 ご異議ないものと認め、議案第9号は承認と致します。</p> <p>以上で審議案件は終了しました。</p> <p>ここからは、報告案件です。</p> <p>42頁、報告第1号から53頁、報告第4号までを一括して事務局に説明を求めます。</p> <p>事務局 日下部 主任 【 報告第1号から第4号について説明 】</p> <p>42頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分」の報告</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

について」でございますが、42頁から46頁にかけて28件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に47頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、47頁に3件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に48頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、48頁から52頁にかけて33件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から3号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に53頁をお開きください。

報告第4号「農用地利用配分計画について」でございますが、53頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成29年6月22日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員	【 質問なしの声あり 】
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 佐々木 次 長	<p>事務局から連絡をします。</p> <p>次回総会は9月13日(水)午前10時から、本庁502会議室で開催予定です。</p> <p>ご出席をよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は先ほど事務局から案内があったとお9月13日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時45分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年8月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員